
QA8-35 畜産物の生産現場では、どのような取組がされていますか。

A

- ① 畜産物に含まれる放射性物質は、主に家畜の食べる飼料に由来するので、飼料中の放射性セシウムを抑制する必要があります。
- ② このため、飼料を与える家畜の種類ごとに、飼料中の放射性セシウムの目安を定め、これを超える飼料を与えないよう指導しています。

■飼料の放射性セシウムの暫定許容値

- ・牛、馬用飼料 1キログラム当たり 100ベクレル (Bq/kg)
- ・豚用飼料 1キログラム当たり 80ベクレル (Bq/kg)
- ・家きん(鳥)用飼料 1キログラム当たり 160ベクレル (Bq/kg)
- ・養殖魚用飼料 1キログラム当たり 40ベクレル (Bq/kg)
(製品重量※、ただし粗飼料は水分含有量 8割ベース)

※製品重量とは、配合飼料等家畜に給与される製品段階の重量です。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第8章 104 ページ「基準値に対応した飼養管理(1/2)」

下巻 第8章 105 ページ「基準値に対応した飼養管理(2/2)」

下巻 第8章 106 ページ「畜産物の放射性物質検査(平成28年度)」

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」(第10版)より作成

出典の公開日：平成28年3月15日

本資料への収録日：平成29年3月31日